

「香川県共助の社会づくり懇談会」 議事録

日 時：平成 23 年 1 月 21 日（金）14:30～16:30

場 所：県庁北館第 3 会議室 3 0 6 会議室

出席者：山下会長、明石委員、池田委員、酒井委員、西梶委員、西本委員、松木委員
（事務局）総務部長、総務部次長
県民活動－ 4 名、自治振興－ 2 名

（総務部長あいさつ）

議題（１）「共助の社会づくり推進プラン」の実施状況等について

（事務局より説明） 配付資料 1～5、参考資料について説明

（意見交換）

委員 参考資料の中で H21 以降の出前講座の実績が記載されていないが、実績がなかったということか。

事務局 H21 には 1 件、H22 は 2 件の実績がある。

委員 「共助の社会づくり推進プラン」はしっかりつくられていると思う。私は宇多津町で活動に取り組んでいるが、役場の職員は「共助」のことを知らない。下へ浸透していないことはもったいない。資料を見ても、県内の市町がいい取り組みをしていることが分かるが、他の市町が知らない。各市町で共助の社会づくり委員を作って、取り組みを共有できる発表会などを開催してはどうか。

会長 市町レベルで共助の社会づくり懇談会のような会をもっているのか。

委員 高松市では、ボランティア・NPO 支援で外部委員を招いた懇談会を設置している。また、昨年 2 月には自治基本条例を施行し、その中でコミュニティ協議会、市民活動団体を地域づくりの担い手として位置づけており、現在指針を策定している。

事務局 各市町でさまざまな計画を作る過程で有識者のご意見を伺う機会があると思う。

委員 県の立場で県内のボランティア団体を支援することと、県内の市町の施策をとりまとめて方向性を示していただけるとありがたい。

事務局 市町との連携は重要なので、指針にも盛り込みたいと考えている。

会長 可能であれば、各市町での共助の社会づくり懇談会のような組織があるかどうか把握しておいて欲しい。

委員 「共助」ということ自体は、漠然とは理解されているが、明確にどのくらい意識されているのだろうか。地域福祉でいえば、助け合いが大切だが、地域福祉については、「地域福祉計画」タテでまとめられているので、地域住民に伝えるためにはトータルコーディネートが必要だ。自治会の窓口課はあっても共助の窓口課はあるのだろうか。共助の部分は今は自治会が担っていることがほとんどだと思うが、同じではない。その辺りがきちんと整理されていない。

また、自治会自体は組織的に見れば弱体化している。お世話をする方が高齢化しており、地域での様々な仕事が偏っていて大変で、次に担う人が見つからない。

共助はお互いのことであると思うが、やる人はやる、やらない人はやらないと2極化している。

共助や地域コミュニティを濃密にしていくといったことは、地域レベルでの意識面での広がりが必要だと思う。

会長 配布資料2の自治会の組織率低下の原因の中に、「自治会側の加入障壁（高額な入会金）」という記載があるが、そんなに高額の入会金が必要なのか。

委員 自治会館の建設費負担分として、入会金10万円、5万円といった自治会がある。

委員 西讃では太鼓台の積立費用として高額な入会金が必要なようだ。

委員 自治会とコミュニティはイコールと考えているのか、違うと考えているのか。高松市では自治基本条例の中で地域コミュニティ協議会と自治会を使い分けている。

会長 地域によって理解が違うと思う。

委員 ほとんどが明確に区分できていないのではないかと思う。

委員 「共助の社会づくり」はとても広い意味で使っていると思うが、活動している人は自分の目の前のことに一生懸命取り組んでいて、共助の社会づくりにつながっているという意識があまりないように感じることは残念だ。

議題（2）「共助の社会づくり推進指針（仮称）」について

（事務局より説明） 資料6に基づき指針の概要について説明

（意見交換）

委員 「指針」とはどういう意味で使っているのか。

事務局 プランは個別的な状況を記載し、進捗状況を把握するものであるが、指針では大きな方向性を示したいと考えている。

委員 県として共助の社会づくりを進めたいということだが、いろんな施策の第一に持っていきたいということになるのか。

事務局 先ほど背景についてもご説明したが、共助の社会づくりはこれからの重要な方向性であると考えている。

委員 これから共助はとても大切になると思う。背景の中で、行政の財政ひっ迫がはじめに上がってるが、これからは市民一人ひとりが地域社会に誇りを持って地域に関わっていかなくてはいけないということの方が大切だと思う。

ボランティア・NPO活動を地域サービスの供給主体と位置づけられているが、地域の清掃などの活動は公共サービスの供給とは違うのではないかと感じる。

基本理念の「自分でできることは自分で」というできないの話になっているが、これからは市民としてすべきことが立ち上がってこなくてはいけないのではないかと思う。

施策の方向性の共通方針の中に、「コミュニティ施策については市町の自主性を尊重し」という記載があるが、このことについて意図をお伺いしたい。コミュニティ施策だけに限らず、市町の自主性を尊重されるべき。コミュニティ施策だけについて1項目を起す必要があるのか。

事務局 「コミュニティ施策については」という限定的な記載については検討したい。

委員 企業の社会貢献活動について、指定管理者制度はCSRの例に適當ではないと思う。防災の災害協定などの方が例示としては適當ではないか。また、社会貢献活動を行う企業の契約段階での優先は、総合評価制度の中で既に取り組みられていると思う。

事務局 現在のプランの34,35ページでは、社会貢献活動を企業の本来活動も含む、広い意味でとらえており、今回の指針でも同様に広義の社会貢献活動として記載させていただいているが、プラン策定時と現在とで使い方自体が受け入れられないということであれば、表現についてもご意見をいただきたい。

委員 若い世代がこれを読んでどのくらい自分に関係のあるものとして読むことができるのかと考える。高校生や二十歳代の人たちへの共助の意識の啓発がうまくできるいいのではないか。成人式でアンケートを実施するなどして、若い人の意識を聞いていかなければいけないと思う。

まちあるきの活動でいつも感じるのは県と市の連携がうまくいっていないということだ。

事務局 若い人への啓発は非常に難しいと感じている。

会長 日本の若い人の意識ということで言えば、社会に貢献する仕事をやりたいと回答する大学生が諸外国に比べて低いのが現状だ。

委員 施策の方向性はおおむね良いと思う。子どもの頃からの教育が必要だと感じるが、事業として取り組む考えはあるのか。「共助の社会づくりをやる」ということを市町にも積極的にPRして欲しい。

事務局 子供の頃からの教育については、教育委員会を中心に今後とも取り組んでいきたい。指針を策定し県民にアピールすることでやるという意志表示をしたい。

委員 審議会の公募委員の件数が1年前から増えていない。委員を公募しないのはなぜか。

事務局 審議会によっては特殊性や専門性が求められるものもあり、公募できないものもある。

委員 「共助の社会」が分かりにくいので、推進指針にはサブタイトルをつければいいのか。

議題（3）その他

（事務局より報告） 国の平成22年度補正予算事業「新しい公共支援事業」について説明

（総務部次長あいさつ）